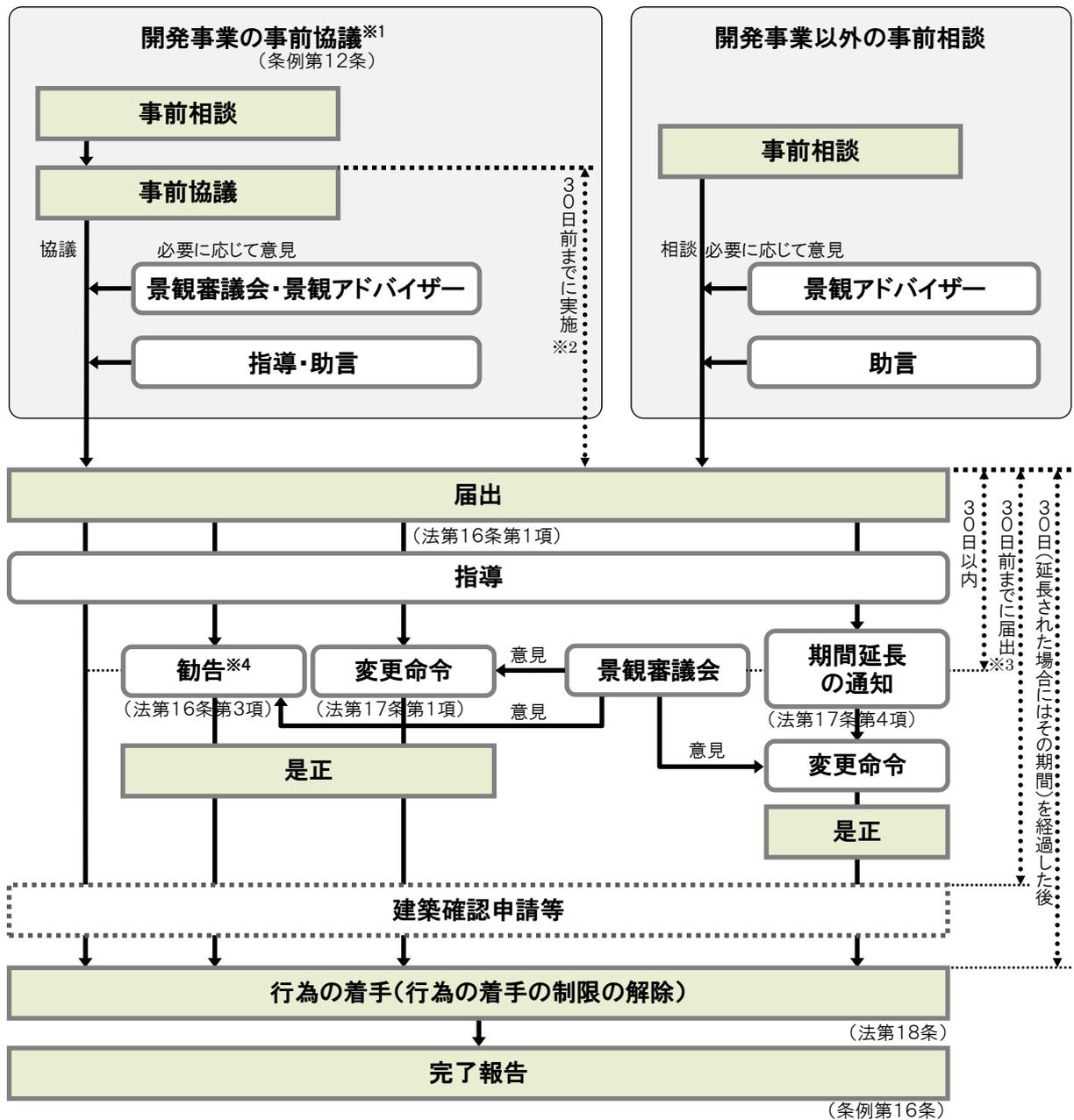


□事前協議及び景観法に基づく届出のフロー



※1: 東京都景観条例第 20 条に基づく大規模建築物等の事前協議及び審査が行われたものは除きます。
 ※2: 事前協議の時期は、届出の 30 日前など、調布市景観条例施行規則に定めています。
 ※3: 届出の時期は、建築確認申請の 30 日前、特定行政庁への許可申請の 30 日前、環境影響評価法第 15 条の規定による準備書等の送付の日など、調布市景観条例施行規則に定めています。
 ※4: 勧告に伴う公表の措置などについては、調布市景観条例に定めています。